

## 弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、弘前市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、弘前市及び弘前市立小・中学校にて日常の事務に使用するパソコン（以下「共通端末」という。）を用いて行うグループウェアへの事業者等の広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) H I C S 共通端末にて、弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員が利用するグループウェアをいう。
- (2) ログイン画面 共通端末においてH I C Sを利用するため、個人識別符号及びパスワードを入力する画面をいう。
- (3) 広告 H I C Sログイン画面に表示される広告をいう。

### (広告の募集方法)

第3条 市長は、H I C Sログイン画面に広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたとき、あるいは空きが生じることが明らかになったとき、広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集することができる。

### (広告の規格および掲載位置)

第4条 広告の規格については、次のとおりとする。

- (1) 形式 J P E G
- (2) 大きさ 縦300ピクセル×横600ピクセル
- (3) 容量 300KB以下
- (4) 広告主のホームページにリンクする機能は有さないものとする。
- (5) 画像内のテキストは不可とする。

2 前項に定めるもののほか、広告に関する規格は別途弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で定める。

3 広告の掲載する位置は、共通端末におけるH I C Sのログイン画面で、1分間に最低6秒間ランダム表示するものとし、10枠以内とする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は月を単位とし、連続して掲載することができる期間は最大12か月とする。

2 広告掲載期間中に市の都合により、更新、メンテナンス等で、H I C Sログイン

画面に掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときであっても、掲載期間は延長しない。

- 3 広告掲載の開始日は当該広告を掲載する月の1日とし、掲載終了日は当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む)は、1枠当たり月額6,000円とする。ただし、連続した12か月の申込みの場合は1枠当たり年額60,000円とする。

- 2 前項の規定による掲載料は、広告掲載希望者が広告掲載の申し込みをした日において「健康都市弘前」推進企業認定制度による認定を受けている場合、一の認定につき100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告掲載申込書(様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。)に広告掲載希望者の概要がわかる資料、掲載しようとする広告の案及び画像データを添えて、市が定める期限までに、持参又は郵送(当日消印有効)で申込みものとする。この場合において、当該画像データの作製経費は広告掲載希望者の負担とする。

- 2 申込み締切りは掲載を開始する月の前月10日までとする。ただし、その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときには、これらの日の前日までとする。

(広告掲載の決定及び通知)

第8条 前条の規定による広告申込みがあったときは、提出された資料、広告原稿(画像データ)の内容が、広告掲載申込書記載の内容と相違していないこと及び弘前市有料広告取扱要綱、弘前市有料広告掲載基準、この要領並びにガイドラインに違反していないことを審査し、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 市長は掲載申込みがHICSログイン画面上の広告枠の数を超える場合は、次の順位により決定するものとする。

- (1) 広告掲載期間が長いもの
- (2) 市内に事業所を有するもの
- (3) 先に申込みのあったもの

- 3 広告掲載の可否が決定したときは、その結果を弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告掲載決定通知書(様式第2号)又は、弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 前条第3項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」

という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。

(広告等の変更)

第10条 広告主は広告の内容の大幅な変更を行おうとする場合は、事前に弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告掲載変更申込書(様式第4号)に画像データを添えて、市長に提出しなければならない。この場合、当該画像データの作製経費は、広告主の負担とする。

2 市長は前項の申込みを受けたときは、内容を審査し、その可否を決定し、当該広告主に通知するものとする。この場合において、市長は、必要と認める条件を付することがある。

3 前項の通知は、弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告掲載変更承認通知書(様式第5号)又は弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告掲載変更非承認通知書(様式第6号)により行うものとする。

(広告掲載の取り止め等)

第11条 広告主は自己の都合により、H I C Sログイン画面への広告掲載を取り止める場合は、弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア広告掲載取り止め申出書(様式第7号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は前項の申し出を受けたときは、広告掲載取り止め希望日から広告を削除するものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告掲載の決定を取消し又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) その他、H I C Sログイン画面への掲載が不相当であると市長が判断したとき

(広告掲載料の還付)

第13条 前2条の規定により掲載した広告の削除及び一時中止をした場合、納入した広告掲載料は還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(免責事項)

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料の返還、損害の賠償等を市に請求しないものとする。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他の市のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止

2 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合（顧客との取引等によるものを含み、その原因いかんを問わない。）について、賠償する責任を負わないものとする。

（権利の譲渡の禁止）

第15条 広告主は、H I C S ログイン画面への広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、H I C S ログイン画面への広告掲載について必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。

2 この要領の施行日以前において、本改正前の要領により広告掲載の決定を受けて、現に掲載中の広告の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。